

保 護 者 様

韮崎市立韮崎小学校長

## 新型コロナウイルス感染症に関する出席停止について

学校保健安全法第19条に基づいて、出席停止となります。  
ご家庭においては、担当医の指示のもと適切な処置をとられますようお願いいたします。

### 出席停止期間

令和 年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )

出席停止期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでです。

\*感染症の場合、再登校する際には医師による「治癒証明」が必要ですが、新型コロナウイルス感染症はインフルエンザと同様に「治癒証明」のかわりに保護者に記入していただく「再登校報告書」を提出していただいています。

\*「治癒証明」のため、改めて医療機関を受診する必要はありませんが、感染症は、体調により重症化したり、思わぬ合併症を引き起こしたりすることがあります。十分療養され、必要な場合は、受診し、相談や診断を受けてください。

\*再登校の際には、次の報告書にご記入の上、学校長に提出してください。

韮崎市立韮崎小学校長 様

### 新型コロナウイルス感染症による再登校報告書

1 年 組 氏名 \_\_\_\_\_

2 診断名 \_\_\_\_\_ 新型コロナウイルス感染症 \_\_\_\_\_

3 診断を受けた医療機関名 \_\_\_\_\_

4 発症～回復日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ~ 年 月 日 \_\_\_\_\_

※発症日は、病院に受診した日ではなく、新型コロナウイルス感染症の症状が始まった日です。

発症日を0日と数え、その翌日から5日間経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過する期間が出席停止の期間になります。

令和 年 月 日 保護者名 \_\_\_\_\_ 印

## 新型コロナウイルス感染症の経過記録(保護者記入)

年 組 氏名

新型コロナウイルス感染症は、体調により重症化したり、思わぬ合併症を引き起こしたりすることがあります。健康状態をよく観察してください。また、出席停止期間中（発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで）の検温とその結果の記録にご協力ください。

\*発症日（発症日当日）は、病院を受診した日ではなく、新型コロナウイルス感染症症状が始まった日です。

発症日を0日と数え、その翌日から5日間経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過する期間が出席停止の期間になります。必要があれば、病院受診時に、医師に発症日について相談することをお勧めします。

\*再登校する日の朝まで記入し、登校した日に提出してください。

\*出席停止解除後、発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨します。

### 記録カード

		月 日（曜日）	体 温	呼吸器症状 (症状があったら○をつける)			その他 (様子を記入)
発 症 日	0日目			鼻水 鼻づまり	のどが痛い	せきが出る	
	1日目	月 日（ ）	. °C				
発 症 後	2日目	月 日（ ）	. °C				
	3日目	月 日（ ）	. °C				
	4日目	月 日（ ）	. °C				
	5日目	月 日（ ）	. °C				
	6日目	月 日（ ）	. °C				
	7日目	月 日（ ）	. °C				
	8日目	月 日（ ）	. °C				
	9日目	月 日（ ）	. °C				

四日目までに解熱し、呼吸器症状が改善傾向であれば、六日目から登校が可能です。

～出席停止期間を経て、異常がない場合に再登校を学校長が許可します。～